

# 業務管理体制

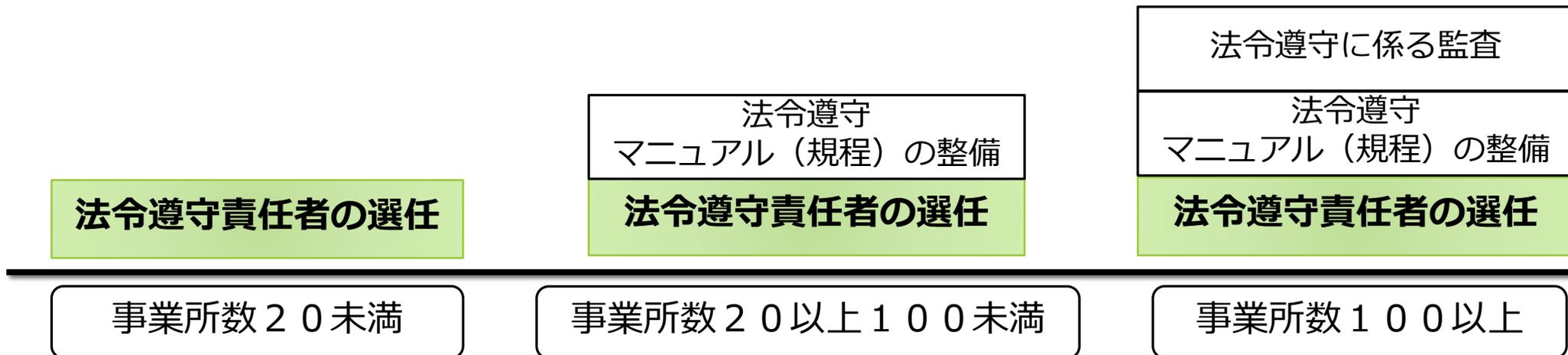
---

# 業務管理体制について

介護サービス事業者（以下、「事業者」という。）は指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、指定を受けている事業所数に応じて、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務づけられています。

[介護保険法 第115条の32] [介護保険法施行規則 第140条の39]

## ■業務管理体制整備の内容



※事業所数には、介護予防・介護予防支援を含む。 みなし指定・総合事業サービスは除く。

【参考】平成21年3月30日老発第0330076号通知 抜粋

項目	留意事項
法令遵守責任者	<p>法令遵守責任者とは、何らかの資格を求めるものではないが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。</p> <p>なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。</p>
法令遵守の規程	<p>法令遵守の規程とは、事業者の従業者に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守の確保をするための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はない。</p> <p>日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよいこと。</p>
法令遵守に係る 監査	<p>法令遵守に係る監査とは、既に医療法、社会福祉法、特定非営利活動推進法等の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を持ち込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって、法令遵守に係る監査とすることができる。</p> <p>また、当該監査は、内部監査又は外部監査どちらの方法でもよい。</p>

## 【届出先】

届出先(監督権者)区分	届出先(監督権者)
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する法人	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する法人	主たる事務所(法人所在地)が所在する都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する法人	指定都市の長(札幌市)
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する法人	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみ行う法人であって、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する法人	市町村長
⑥ ①から⑤以外の法人	都道府県知事

# 届出について

これまで、届出は郵送等により提出をいただいておりますが、行政手続きの簡素化および効率化の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日から電子申請による届出が可能となりました。

これまで通り紙面での届出も可能ですが、電子申請での届出をお願いいたします。

## 【届出方法】

### ①電子申請での届出

- ・ 令和5年3月17日付の事務連絡「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について」
- ・ 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル  
「届出システム」を利用して届出を行う場合は、上記マニュアルを御参照の上、下記URLからアクセスし、Aから始まる17桁の番号を入力の上、必要な手続きを行ってください。
- ・ ログイン用URL（外部）：<https://www.laicomea.org/laicomea/>

### ②紙面での届出

小樽市ホームページから様式をダウンロードし、郵送やメールで届出を行ってください。注意点については次頁を御参照ください。

# 監督権者が変更になる場合(区分の変更)

事業所の増加(減少)等により監督権者区分の変更が生じた場合

以前の区分の監督権者

両方に提出

新しい区分の監督権者

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書の提出

電子申請の場合は、一度の入力で以前の区分の監督権者と新しい区分の監督権者の両方に届出が行われます！

小樽市ホームページの「業務管理体制に関する届出について」を御覧ください。  
操作マニュアルや様式がダウンロードできます。

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022021800030/>

# 業務管理体制に係る検査について

## 1 一般検査

- ・ 業務管理体制の届出内容や運用状況について、書面による点検を概ね6年に1回実施
- ・ 書面報告に不備・不明瞭な点がある場合、事業者に対して質問又は立入検査を実施

## 2 特別検査

- ・ 指定等取消処分相当事案が発生した場合に、事業者の組織的な関与の有無を検証
- ・ 一般検査実施中に前項目に該当する事実が判明した場合は、直ちに特別検査を実施

※小樽市では令和5年度に一般検査を実施。次回は令和11年度の実施予定。

# 事業者としての取組や法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていませんが、事業者が実情に応じた取組を考えて、コンプライアンスを高めていくことが重要。  
下記は取組・役割の参考例です。

- ・ 法令遵守の重要性、全職員に対する意識付け、運営状況の把握方法等の整備…方針の策定、研修
  - ・ 方針に基づく状況のチェック体制
  - ・ 遵守すべき法令等の情報収集及び周知
  - ・ サービス・報酬請求内容の確認
  - ・ 法令等違反行為があった場合の対応や報告
  - ・ 項目ごとの体制方法を定める…規程、マニュアルなど
  - ・ 内部通報、苦情・相談窓口の設置
- 等